

日本応用教育心理学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本応用教育心理学会という。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、教育心理学と学校教育の相互関連に関する総合的な研究の発展と普及を目的とする。

第3条 本会は、上記の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 研究大会、講演会、研究会などの開催
- (2) 学会誌、会報等の発行
- (3) 調査および研究
- (4) 内外研究団体との連絡・提携
- (5) 研究成果の普及事業
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第4条 本会は・個人会員と機関会員で構成する。

本会の入会には・理事会の承認を必要とする。また本会には、賛助会員および名誉会員を置くことができる。

第5条 会員は、本会が行う事業に参加し、研究発表会等で研究発表を行うことができる。

第6条 会員は会費を納入するものとし、会費は個人会費(学生会費を含む)年額5,000円、機関会員会費10,000円とする。その他、賛助会員を設ける。(平成20年度より実施する)

第7条 会員のうち、3年間にわたって会費納入を怠ったものは、本会から除籍されることがある。

第8条 会員が退会しようとする場合、退会届けを理事会に提出しなければならない。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員をおく。

理事長、理事、及び常任理事、事務局長および事務局幹事。

第10条 理事長は理事会で選出する。理事長は本会を代表し、会務を総括する。

第11条 理事は理事長が別に定める選挙規定により選出する。常任理事、及び会計監査役は理事会で選出する。常任理事および理事は本会の運営にあたる。

第12条 理事の定数は20名とする。

第13条 事務局長は会長が選出する。事務局長は本会の諸事務を処理する。

第14条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。また補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第15条 総会は会長が招集し、本会の重要事項を審議する。総会は総会員数の10分の1以上の出席がなければ、その議事をする事ができない。

2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

3 会員は、示された事項につき、書面をもって会議に加わることができる。この場合は出席者とみなす。

第16条 理事会および常任理事会は、理事長が招集し、会の運営に関する重要事項を審議する。

2 理事会、および常任理事会の運営に関する事項は別に定める。

第6章 支部および支部会

第17条 本会は地方に支部を設けることができる。支部の設立は、その地方の会員の発起により理事会の承認を得るものとする。

第18条 本会には、研究領域別に部会を設けることができる。部会の設立は、研究領域を同じくする会員の発起により理事会の承認を得るものとする。

第7章 会計

第19条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第20条 本会の予算案は理事会で編成し、総会の議に付すものとする。

第21条 本会の会計は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8章 機関誌の編集

第22条 機関誌の編集は編集委員会において行う。

第23条 編集委員会に編集長と副編集長をおく。

第9章 雑則

第24条 この会則の改正は、総会において委任状を含めた出席者の3分の2以上の賛成による。

第25条 本会の運営に必要な細則は別に定める。

第26条 本会は、事務局を当分の間、鳴門教育大学学校教育学部田村研究室に置く。

付則1 本会則は、平成10年11月14日から施行する。

- 付則2 平成13年10月27日改訂
当分の間役員は継続して任務にあたるものとする。
- 付則3 平成14年10月26日改訂
副編集長を置くことができる。
事務局を兵庫教育大学教育臨床講座塩見研究室に置く。
- 付則4 平成15年10月18日改訂
常任理事の定数は7名とする。
- 付則5 平成18年8月26日改訂
事務局を相愛大学人間発達学部塩見研究室に置く。
- 付則6 平成23年4月1日改訂
事務局を相愛大学人間発達学部岩口研究室に置く。
- 付則7 平成25年11月16日改訂
会則を追加。
- 付則8 平成30年12月9日改訂
事務局を鳴門教育大学学校教育学部田村研究室に置く。